

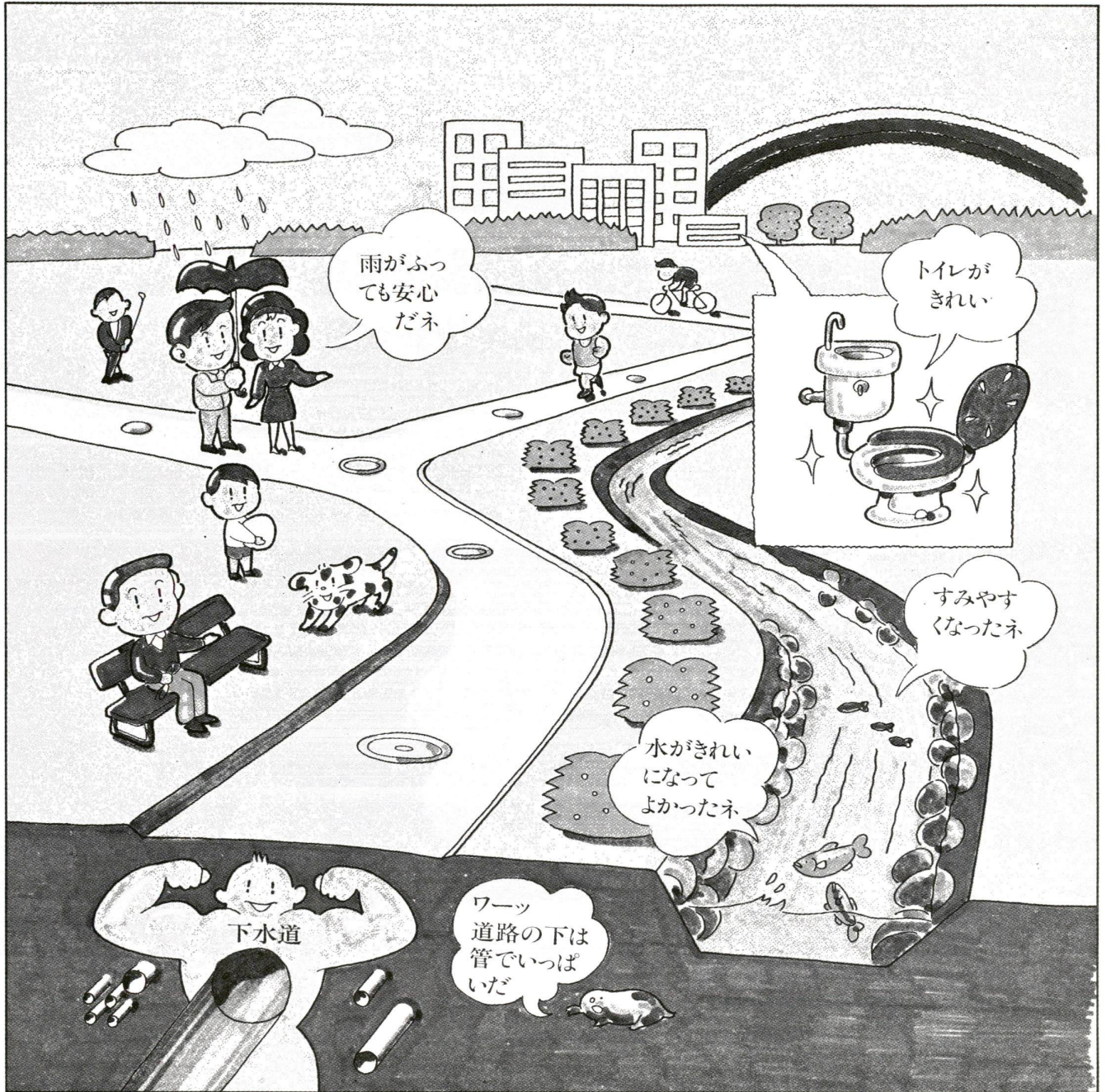


# あだち 広報

発行/東京都足立区 〒120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/土木部下水道課

## 下水道特集号

(1面) まちづくり、地下で支える下水道。  
(2面・3面) 足立区下水道現況図  
(4面) 下水道ができたら



## まちづくり、地下で支える下水道。

あなたの家のトイレは水洗化されていますか。残念ながら、まだくみ取りや浄化槽で不自由されておられる家がたくさんあると思います。

これは、足立区の下水道普及率が、昭和59年度末でやっと40%、都内23区平均の82%に比べて非常に低いためです。

下水道は、家庭などで使われてよくれた水を、素早く流し去るとともにきれいな水によみがえらせて自然界に戻す施設です。下水道が快適な生活を営むうえでまさきに必要な施設であり、まちづくりの土台であるといわれるのはこのためです。

このように大切な下水道の整備の遅れを取り戻すため、東京都は60年度の下水道工事費の約1/4(約500億円)を足立区に投入しております。足立区も下水道事業を重点施策とし、都の下水道工事の一部を引き受けるなど、万全の体制で取り組んでいます。

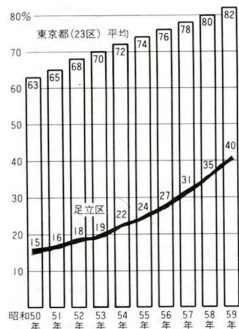
この結果、60年度末には普及率は45%まで伸びの見込みです。また、60年度には熊の木ポンプ場の建設が着手され、区西北部の普及の見通しも明るくなってまいりました。

これからも、60年代末100%達成という目標に向かって、都区一体となってさらに頑張ってください。工事区域にお住まいの方には、ご迷惑やご不便をおかけしますが、なにとぞご理解、ご協力くださるようお願い致します。

なお、下水道の現在の普及状況と61年度の整備計画を次ページに掲載いたしましたのでご覧下さい。

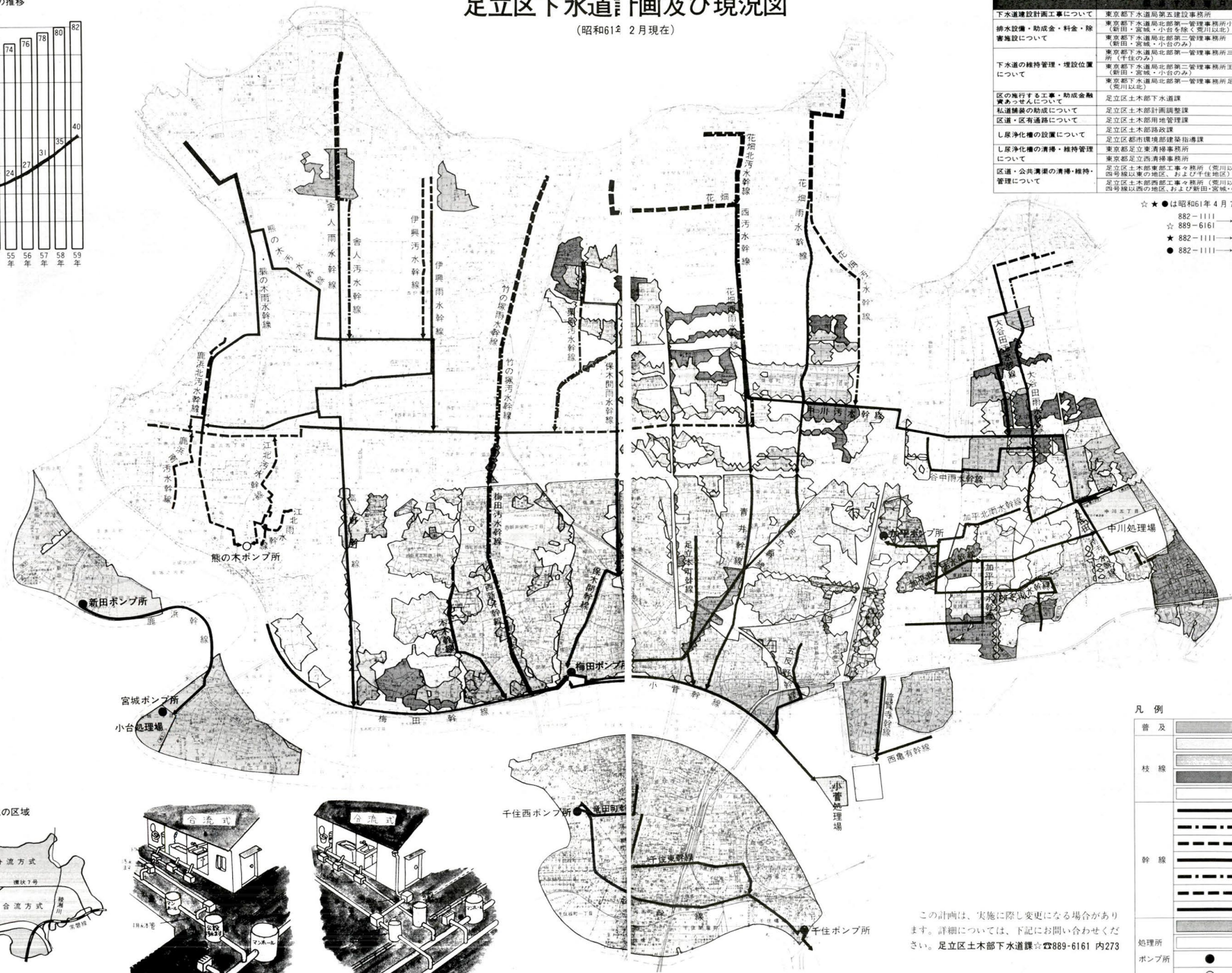


●公共下水道普及率の推移



# 足立区下水道計画及び現況図

(昭和61年2月現在)



●下水道についての問い合わせ・相談は

下水道建設計画工事について	東京都下水道局第五建設事務所	☎ 605-5651
排水設備・助成金・料金・除糞施設について	東京都下水道局北部第一管理事務所小菅支所 (新田・宮城・小台を除く荒川以北)	☎ 602-8822
	東京都下水道局北部第二管理事務所	☎ 906-2411
	東京都下水道局北部第一管理事務所三河島出張所 (千住のみ)	☎ 803-4211
下水道の維持管理・埋設位置について	東京都下水道局北部第二管理事務所王子出張所 (新田・宮城・小台のみ)	☎ 927-2748
	東京都下水道局北部第一管理事務所足立出張所 (荒川以北)	☎ 628-0126
区の実行する工事・助成金融資あっせんについて	足立区土木部下水道課	☎ 889-6161
私道舗装の助成について	足立区土木部計画調整課	☎ 882-1111
区道・区有通路について	足立区土木部用地管理課	☎ 882-1111
し尿浄化槽の設置について	足立区土木部路政課	☎ 882-1111
し尿浄化槽の清掃・維持管理について	足立区都市環境部環境衛生指導課	☎ 882-1111
	東京都足立西清掃事務所	☎ 889-0711
	東京都足立東清掃事務所	☎ 853-2141
区道・公共溝渠の清掃・維持管理について	足立区土木部東部工事々務所 (荒川以北の国道四号線以東の地区、および千住地区)	☎ 602-8831
	足立区土木部西部工事々務所 (荒川以北の国道四号線以西の地区、および新田・宮城・小台地区)	☎ 897-0656

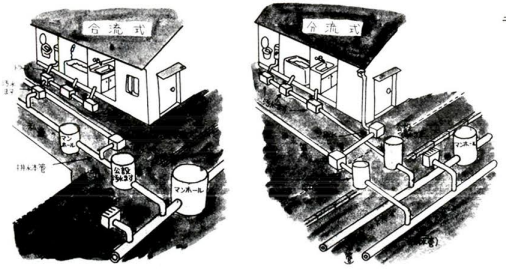
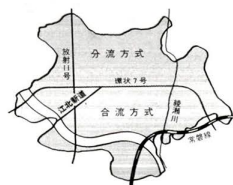
☆ ●は昭和61年4月7日より電話番号が変わります。  
 ☆ 882-1111 → (880)5201  
 ☆ 889-6161  
 ★ 882-1111 → (880)5251  
 ● 882-1111 → (880)5231

凡例

普及	■	処理区域 (水洗化可能)
枝線	■	60年度施行 (区)
	■	61年度施行予定 (区)
	■	60年度施工中 (都)
	■	60-61年度施行予定 (都)
幹線	→	汚水管完成
	→	汚水管60年度施行中
	→	汚水管計画
	→	雨水管完成
	→	雨水管60年度施行中
	→	雨水管計画
処理所 ポンプ所	■	合流管完成
	■	処理場稼働中
	■	処理場工事中
	●	ポンプ所稼働中
	○	ポンプ所工事中

この計画は、実施に際し変更になる場合があります。詳細については、下記にお問い合わせください。足立区土木部下水道課 ☎889-6161 内273

●分流式と合流式の区域





# 下水道が できたら

下水道が使えるようになりますと、その区域は水洗化できる区域として、東京都公報に告示されます。そして各家庭には東京都下水道局からチラシでお知らせします。

このような地域のみなさんには、告示後三年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただかなければなりません。

同時に、下水道料金を負担していただくようになります。



## みなさんの行く工事は?

くみ取りトイレをお使いの家庭では、トイレの水洗化工事を必要とします。

●便器の種類、宅地内の状況により多少異なりますが、一般的に19〜30万円位

## 浄化槽をお使いの家庭では

便器はそのまま使えますので、浄化槽の処理と宅地内の排水工事が必要です。

●浄化槽を撤去するか、埋め戻すか、などにより多少異なりますが一般的に10〜18万円位

## 私道に面してお住まいの家庭では

みなさんで共同しての下水道工事が必要です。

●工法などにより多少異なりますが、奥行1m当り6〜7万円位

## 工事は指定工事店で

水洗化工事は正しく行われないと、汚水がよく流れない、排水管やマスがこわれ、においやガスが家の中に入るといったことがあります。

工事は、東京都下水道局が指定した「東京都指定下水道工事店」でなければなりません。依頼するときは、指定工事店であることを必ず確認してください。



## 助成融資制度をご利用ください。

これらの改造工事を行うには、相当の費用がかかります。そこで、足立区及び東京都では、みなさんの負担を少なくし、水洗化の普及促進を図るため、助成や融資あつせん制度を設けております。

申込先/足立区土木部下水道課普及係  
☎(八八四)六一六一 内線三三三  
昭和六十一年四月七日より  
足立区土木部計画調整課助成係  
☎(八八〇)五二〇一

### 区の助成

水洗化設備資金融資あつせん  
利子補給制度

水洗化工事(水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置)にあ

たつて、資金を一時的に支出するのが困難な方に対して区では一定の条件のもとに融資あつせんを行い、利子の一部を負担します。

条件	融 資	そ の 他
1. 資金を一時的に支出することが困難であると認められること 2. 区内に在住し区内で工事すること 3. 特別区税を滞納していないこと 4. 連帯保証人があること (現にこの融資の連帯保証をしていないこと)	1. 5万円以上30万円以内 (ただし2家屋以上まとめて水洗便所に改造する方は60万円以内) 2. 元金均等最高36ヵ月返還 3. 年利8.2% (内利用者負担5.0%) 4. 区指定金融機関をあつせんへ	1. 都の水洗便所助成を受けている方に、この金額を減じた額が対象となります。 2. 非課税世帯の方には8.2%の利子を負担します。 3. 申請は工事の着手前にしてください。

### 私道排水設備助成制度

私道を利用している家庭では、下水を公共下水道に流すため私道に排水設備が必要になります。この排水設備をつくる場合一定の条件のもとに区から助成金を受けられます。

条 件	助 成 額
●幅員が1.2m以上の私道であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じて得た額
●2戸以上が共同して排水設備をつくること。	●合流式下水道に接続する排水設備は 75%
●区の基準で(し尿浄化槽を含む)をただちに水洗式トイレに改造すること。	●分流水下水道に接続する排水設備に雨水排水設備として、雨水管を設置する場合 85%
●処理区域となった日から3年以内に申請するものであること。	側溝を設置する場合80% 既設側溝を使用する場合 75%

### 私道整備助成制度

私道の簡易舗装を希望する方は工事費の助成が受けられます。

条 件	助 成 額
幅員が1.2m以上の私道で利用戸数が2戸以上であること。	下記の計算方式によります。
道路の両端が公道に接しているもの。	区算定工事費に90%を乗じた額
道路の一端が公道もしくは幅員1.2m以上・利用戸数2戸以上の私道に接しているもの。	区算定工事費に80%を乗じた額
学校、保育所等の公共施設に通ずるものうち、適当と認められるもの。	区算定工事費に95%を乗じた額

## 都の助成

東京都の水洗便所助成制度

くみ取り便所を水洗化する場合に、東京都から次のような助成金を受けられます。

(必ず工事をする前に申請してください。手続は工事店が代行します。)

下水道局小管支所普及係  
☎(六〇二)八八二二

助成金の種類	受けられる要件	助 成 額
一般助成	●水洗化できるようになって3年以内 ●世帯全員の総所得金額が355万円未満の世帯	45,000円
特別助成	●生活保証世帯と住民税非課税世帯のうち生活に困りになっていると認められる世帯	193,400円以内

## INFORMATION

足立区主催の  
**下水道展**  
を開催いたします。  
ふるって御来場下さい。

4日間  
日時/6.3/13(木)~3/16(日)  
場所/足立区西新井区民ホール  
(ニチイ西新井店4階)

●中川処理場見学会  
日時 3月16日(日)午後1時~4時(予定)  
集合 午後12時30分下水道展会場(専用バスで処理場まで往復)  
募集人数 50名程度  
申込方法 電話又は下水道展会場で受付(定員になりしだい締切ります。)  
申込・問合せ先 土木部計画調整課 電話(882)1111 内線 428

## 水洗化に伴う トラブルで 困ったときは。

公共下水道ができて、土地や建物の所有者との話し合いがつかず水洗化できないという例があります。

このような場合、下水道局では弁護士などによる専門家により「普及あつせん委員会」を設け紛争の相解の仲介に努めています。お困りの方は、ご利用ください。

問い合わせ先/下水道局小管支所普及係  
☎(六〇二)八八二二

●問い合わせ先の変更

中央本町庁舎建設に伴い申込先の電話番号が61年4月7日より変更となりますので御了承下さい。